

平成 16 年 10 月 14 日

会 員 各 位

社団法人 日本書籍出版協会

健康食品を販売促進するための誇大広告に関する留意点について

昨年健康増進法 (<http://www.jbpa.or.jp/kenkou-zousinhou.htm>) が改正され、健康食品の誇大表示の禁止（第 32 条の 2）および勧告等（32 条の 3）の規定が設けられ、平成 15 年 8 月 29 日に施行されました。改正法の施行に伴い、ガイドラインおよび留意事項が示されています。

【参照】厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

○食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止
及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について

<http://www.jbpa.or.jp/kenkou-koukoku-guideline.htm>

○上記指針（ガイドライン）に係る留意事項について

<http://www.jbpa.or.jp/kenkou-koukoku-ryuui.htm>

○健康増進法上問題となるインターネット広告表示

<http://www.jbpa.or.jp/kenkou-mondairei.pdf>

このほど、当協会など関係団体に厚生労働省から下記の「書籍の体裁をとりながら、実質的に健康食品を販売促進するための誇大広告として機能することが予定されている出版物(いわゆるバイブル本)の健康増進法上の取扱いについて」の要請があり、9月の理事会で検討した結果、会員各位にその趣旨と留意点をご連絡することといたしました。

また、昨景品表示法が改正され、商品・サービスの内容に関する合理的根拠のない表示について、公正取引委員会がその裏付けとなる合理的根拠となる資料の提出をもとめられるようになりました(不実証広告に規制)。

【参照】公取委ホームページ<http://www.jftc.go.jp/>

<http://hrsk.jftc.go.jp/dk/main.asp> から検索

○不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の運用指針 —不実証広告規制に関する指針—

<http://www.jbpa.or.jp/keihyou4-2guide.htm>

会員各位におかれては、食品広告等の適正な表示にご留意いただくようお願い申し上げます。

敬具

食安発第0727001号

平成16年7月27日

厚生労働省医薬食品局食品安全部

書籍の体裁をとりながら、実質的に健康食品を販売促進する
ための誇大広告として機能することが予定されている出版物
(いわゆるバイブル本)の健康増進法上の取扱いについて

平成16年7月27日に、健康増進法の第22条を改正する法(平成16年法第6号)が施行されたことにより、食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の表示が禁止されることとなり、厚生労働省、厚生局及び保健所等において食品広告等の表示の適正化に向けた取組を行っているところです。

健康増進法の施行に当たっては、「特定の食品は成人の健康保持増進効果等に関する書籍の体裁をとりながら、その表紙に当該食品の販売の連絡ホームページのURLを記載するが内容で記しているもの」については、法第22条の2に規定する「広告そのものの表示」として取り扱われる旨の取組を示しております。

さて、この取組に適合するものとして、当該食品の健康保持増進効果等に関する虚偽誇大表示を内容とする書籍を出版し、その表紙に健康食品販売の連絡を記すること等で、当該食品を健康食品の販売に誘引する書籍(以下「バイブル本」という。)を出版した出版会社に、当該連絡表示の取組を促す指導を行い、改善を促したところです。

特定の食品は成人を取ることにより健康保持増進効果等に関する虚偽誇大表示の根拠に乏しく、虚偽的に法第22条に規定する「虚偽に人を誘引するような表示」に該当すると見られます。このような虚偽誇大広告等を行うことは、薬事法等関係法に禁止されているところであり、健康食品販売がこの規制を回避しようとバイブル本(連絡を記した書籍)の出版を促す指導を行っています。

に表示する 合の なら、しおり の に表示し、 合を 。) を出版しても、
当 書籍は広告であり、これらの関係法 に するものであります。

また、バイブル本を 行して た出版社の には、出版の である健康食品販売 等が
販売する商品を誇大に する内容を り だ書籍広告を 上に し、書籍広告という
体裁でありながら実質的には健康食品販売 における販売促進効果を での
で、
広告 料を健康食品販売 に さ ていた が められており、 の健康保持増進
に 大な を ていることが されるところ であります。

指導の とな た出版社のほかにも、 の により、実質的に健康食品販売を 的とす
る書籍を出版していると指 されている出版社が けられるところ です。

つ ましては、この規定の具体的なガイドラインとして、 のとおり、「食品として販売に
供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化の
ための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」及び「食品として販売に供する物に関して行
う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等
に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項について」を示しておりますので、 協会会員に
する をお願いするとともに、食品広告等の取扱いについて本法の趣旨に た運用に 協
いただ ますようお願いいたします。